

今年に入ってから家族信託の相談事例をご紹介します。

●将来の実家売却に備えて

高齢の両親が実家に住んでいるが、将来、老人ホームなどに入居して空き家になったら自宅の売却をする予定。しかし、そのときに親が体調を悪くして売買契約の締結をするのが難しかったり、または認知症で売買契約ができなくなると困ります。

後見制度を利用すると、家庭裁判所の手続きが必要で、弁護士や司法書士などの専門家が後見人に就任する可能性が高く、毎月数万円の報酬がかかる、自宅を売却したくても家庭裁判所の許可がおりない(そのために空き家が増えていて、社会問題になっています)、など面倒なことが多いです。

そこで、息子さんと家族信託の契約をしました。もし親の体調が悪くなったとしても、代わりに息子さんが実家の売却ができるようになるので、両親の生活を守ることができますし、息子さんも余計な手間がかからなくて済むので、親子ともども安心できます。

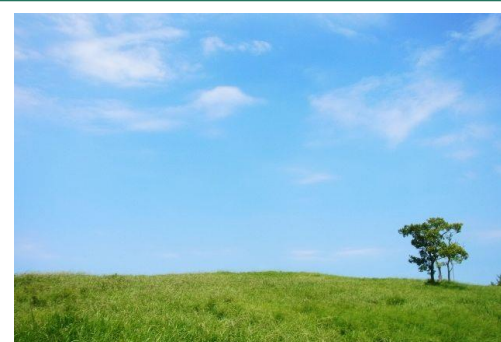
●アパートの老朽化対策

賃貸アパートを所有している親が高齢になり、この先、病気で倒れたり認知症で意思判断能力がなくなると、老朽化したアパートの大規模修繕や建て替えができなくなります。たとえ後見制度を利用したとしてもこれらの行為は認められません。そうなる、アパートを維持していくことができなくなってしまいますので、親が元気な今のうちに家族信託をしました。

今後、親の体調が悪化したとしても、アパートの維持管理や相続対策を息子さんが行うことができますようになります。

このように、家族信託は家族の生活を守ったり、資産を維持するために、とても役に立つのです。

不動産 相続 に関するご相談



- ☑ 空き家を放置しておくのが心配なので、解体・処分したい
- ☑ 問題を抱えていたり、売却が困難な不動産を処分したい
- ☑ 不動産の良い活用方法はないか検討したい
- ☑ 不動産をどのように承継させていけば良いか考えたい
- ☑ 相続でトラブルにならないように対策したい
- ☑ 相続税の対策を検討したい
- ☑ 遺言書の作成を相談したい

初回相談無料です。お気軽にご相談ください。

相続に強い専門家をご紹介します！

- 税理士：税金対策に関する相談
- 土地家屋調査士：測量
- 司法書士：不動産の名義変更
- 保険会社：保険の見直し
- 弁護士：法律問題・紛争・トラブル

紀伊国屋 住まいる株式会社

神奈川県小田原市鴨宮666番地の1

TEL : 0465-20-8501

HP <http://www.i-kinokuniya.net>



無料公開セミナー開催

家族の負担が軽くなる！ 認知症対策と相続対策 【家族信託】

老後に自宅などの不動産を売却して、老人ホームの入所資金にしようとお考えの方も多いのでは？ しかし、認知症になって判断能力を喪失したり、事故や病気などで意思表示ができなくなると預金の解約、建物の大規模修繕や解体・建て替え、不動産の売却、相続対策ができなくなります。そうなると困るのは周りのご家族です…。

このような問題を解決するのが【家族信託】。事前の対策で手続きや費用の負担が軽減し、安心して生活を送ることができるようになります。

- 4月14日(日) 平塚市 商工会議所 第2会議室
- 4月20日(土) 秦野市 本町公民館 集会室A 開催予定
- 5月18日(土) 厚木アーバンホテル オレンジウォーク
- 5月19日(日) 藤沢市 商工会議所ミナパーク 505号室
- 5月24日(金) 小田原市 川東タウンセンターマロニエ 203号室
- 5月26日(日) おだわら市民交流センターUMECO 会議室7

各回ともAM9:45～11:45 先着12名 要予約

* 日程が変更になる場合がありますので、必ずご確認ください。

ご家族一緒の参加がおススメです！

◆講師：長尾影正(ながおかげまさ)◆

- ・昭和49年7月生まれ 小田原市在住
- ・行政書士
- ・家族信託専門士
- ・宅地建物取引士
- ・NPO法人相続アドバイザー協議会 認定会員
- ・一般社団法人 家族信託普及協会 会員



「とても分かりやすい」と93%の方にご満足いただいています！

参加費は無料です。

ご家族一緒の参加がおススメです。

お気軽にご参加ください！

◆参加者様の声◆

親の財産管理につき不安だったので参加しました。
今はまだ両親が元気なので 元気なうちには話し合い。
これからどの様にしたらいいか 考えていると思います。
家族信託の良さが 丁寧な説明でよくわかりました。
自分で調べたよりもよかったです。参加して
よかったです。ありがとうございます。

認知症になったら 財産管理をどうしたらいいか
今のうちの対策を学ばれたので参加しました。
(認知症の前)
家族信託について 父母や主人に早速話したいと思えます。
前回同様 説得力のある説明に感謝しています。

問い合わせ・お申し込み

行政書士長尾影正事務所

神奈川県小田原市蓮正寺370番地の68

TEL : 0465-39-1900

HP <http://www.yuigon-souzoku.info>

